

**【目的】**

こむ1会の運営に必要な事項を、細則において定める。

**【附番】**

会則との照合及び改廃作業を容易にするために、以下の基準で作成する。

## 1. 附番のルール

- (例) 細-7-1 運営委員候補選考規定
- ▶ 細則の「細」を先頭につける。
  - ▶ 改定後の第7条「委員の選任と任期」に関する細則。  
条項にない事項は「0 (ゼロ)」とする。
  - ▶ 作成順に連番を附番する。

2. 上記に従って制定した番号を右肩に表示する。

3. 見やすくするために細則一覧表を作成する。

**【形式】**

細則は分かりやすい表現であれば、特に形式は定めない。

**【制定・改廃】**

細則の制定・改廃は、会員であれば誰でも運営委員会に提案できる。運営委員会で承認されれば、総務担当役員は速やかに制定・改廃手続きを行い、コムワンネットに掲示する。

**【付則】**

1. 本細則は2023年5月11日から発効する。
2. 以下制定・改廃年月日を追記する。

----- 別紙で管理 -----

細則一覧表 (例)

条	No.	名称	制定・改廃の内容	承認年月日
0	1	こむ1会細則規定 (案)	会則改定に伴い新設	2023年5月10日制定
7	1	運営委員候補の選考規定 (案)	会則改定に伴い新設	2023年5月10日制定